

# 田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年1月18日(水) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

## 3 出席者

### 委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

### 農業委員

1 番 今井 清弘 出席 欠席

2 番 福本 卓雄 出席 欠席

3 番 重森 陽 出席 欠席

4 番 永田 洋一 出席 欠席

5 番 川脇 幸子 出席 欠席

### 農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席 欠席

7 番 山城 啓一 出席 欠席

8 番 岡野 保雄 出席 欠席

9 番 塩田 博史 出席 欠席

10 番 山本 泰弘 出席 欠席

11 番 驛重 寛和 出席 欠席

12 番 木下 嗣生 出席 欠席

### 事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

## 4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況証明について

議案第5号 住宅に付属した農地指定申請について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 重 孫 陽

**議長** ただ今から、令和5年第1回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に重森委員と永田委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 現況証明について』

『議案第5号 住宅に付属した農地指定申請について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南南東3.3kmに位置する第三種農地です。位置は3条-1で示しています。

利用計画について、家族で野菜を栽培するということで申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** ここは、この前に耕作していた方が●●の方に行かれたんですけども、現在草っ原になっている状態でそれを畑として使いたいということの申請です。問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号6をご覧ください。申請地は、役場より南東2.8kmに位置する第三種農地です。位置は3条-2で示しています。

利用計画について、家族で野菜を栽培するということで申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** ここは、3条-2のところですけども、その上の四角いところなんかは綺麗に畑で耕作しているようなんですけども、こちらは少し水気のある土地ですから、全部を綺麗に畑に出来るというふうなところは無いと思いますが、それを出来るところまでを畑にしたいということですので、問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

それでは「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より東1.2kmに位置する第三種農地です。位置は4条-1で示しています。

転用目的については、移動販売事業用敷地です。

申請地は既に無断転用されており、追認申請するものです。

農地法上の手続きを怠っていたため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** 申請地につきましては、もう既に砂利等が敷いてありました。で、始末書も出ているということですし、街の中ですので問題は無いと思います。

**南委員** 私も問題ないと思っております。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

**議長** 次に「議案第3号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東400mに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、使用貸借による権利設定で自己用住宅です。

譲受人は譲渡人の孫であり、実家近くであり農業の手伝いと祖父母の老後を見守りたく申請地を選定したとのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** 申請地につきましては、●●の●●、□□区ですね、その前にある住宅地です。別に問題はありません。

**南委員** 私もあの辺は全部住宅になっていますので、問題ないと思っております。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号12と13を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東1.0kmに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅です。

譲受人は交通の便が良く、学校・中心街に近いことから申請地を選定したとのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**永田委員** 耕作されている状況でもありませんし、転用については問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第3号3番の説明を事務局より願います。

---

**事務局** ページ番号14と15を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東1.0kmに位置する第三種農地です。位置は5条-3で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅です。

譲受人は交通の便が良く、学校・中心街に近いこと及び価格を考慮した上で申請地を選定したとのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

**永田委員** 先程ありました5条-2の隣の土地で、別に問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号3を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号3番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第3号4番の説明を事務局より願います。

---

**事務局** ページ番号16と17を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東3.2kmに位置する第三種農地です。位置は5条-4で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用駐車場です。

譲受人は申請地横の住宅を購入するにあたり既存駐車場が1台分と狭いことから申請されています。

なお、購入する住宅敷地については、既に塀と住居で囲まれており、新規に駐車場が新設できないとのことから申請地を選定したとのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** この●●さんの土地は以前から段々、家に住む人が少なくなるから売らないといけないという話が上がっていたようですけども、結局その土地で育った人が買われたみたいで、そのまま続けて前の土地を買って住むということの問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号4を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号4番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号18をご覧ください。申請地は、役場より南西700mに位置する第三種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認しましたが雑木が繁殖している状況でした。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** 申請地はですね、元は畑だったみたいですが、もうあの●●さん方には人が住んでいませんので、畑として使うことは少し難しいかなと思います。

**南委員** 私もそう思います。

**今井委員** 私も朝出て行く時に見に行きましたけれども、もう原野に近いです。



まあ一部畑として使えそうなところもありますがね。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第4号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第5号 住宅に付属した農地指定申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号19をご覧ください。申請地は、役場より南東2.4kmに位置する第三種農地です。位置は住宅付属-1で示しています。

申請地は農業振興地域内の農用地以外の農地で、集団性はなく、生産性が低いことから住宅に付属する農地と考えられるものかと思えます。

地図上で付随する住宅と示している住宅と併せて既に購入予定者がおります。住宅に付属する農地に認定された後は、申請地及び宅地について、所有者と購入する者が売買契約を結び、次回以降の総会で認定農地について3条申請をする予定とのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** ここは隣接地に3枚程の田があります。家を買われる方が畑として利用されるということで問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第5号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第5号1番

は原案のとおり決定致しました。

**議長** 次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号20をご覧ください。申請地は、役場より南南東3.4kmに位置する第三種農地です。位置図では畑造-1で示しています。

届出内容についてですが、届出地については、水はけが悪いため、水田活用は見込めないとのこと。今後は畑地として維持・管理しやすい形にし、果樹や季節野菜を栽培するとのこと。

以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** ここは去年の4月に果樹園を作るということで、2枚ほど畑地造成の申請がありましたが、今回もまた同じ方が、背の高い草が生えているのでそれを綺麗にして耕作したいということで、申請が出ました。それは既に果樹園が出来てから、さらに隣の草を綺麗にして畑にするということですから、問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和5年第12回田布施町農業委員会総会を閉会します。